

公立大学法人横浜市立大学の奨学金貸与に関する規程施行要綱

平成 17 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学の奨学金貸与に関する規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通奨学金の貸与期間の特例)

第 2 条 2 年以上の学年に在学する者で、当該学年において普通奨学金の貸与の決定を受けたものの普通奨学金の貸与期間は、修業年限からその者の修業した年数を差し引いた期間に相当する期間とする。

(奨学金の貸与の申請)

第 3 条 規程第 7 条の規定による申請は、市立大学奨学金貸与申請書（第 1 号様式）によってするものとし、普通奨学金については学長の指定する日までに、特別奨学金については規程第 3 条第 2 項の規定による事由が生じたときに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、家計支持者の収入状況を証明する書類を添えなければならない。この場合において、特別奨学金の貸与の申請書には、一時的に著しく修学が困難になった事實を証明する書類を併せて添えなければならない。

(保証人)

第 4 条 規程第 8 条に規定する保証人は、2 人とし、独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人の 1 人は父母どちらか、もう 1 人は 4 親等以内の親族とする。また、父母以外の保証人については、65 歳以上及び未成年者は原則不可とする。ただし、理事長が別の定めをした場合は、この限りではない。

(奨学金の貸与承認通知等)

第 5 条 理事長は、第 3 条の申請書を受理した場合において、奨学金を貸与し、又は貸与しないことに決定したときは、速やかに、その旨を、市立大学奨学金貸与承認・不承認通知書（第 2 号様式）により、当該申請書に通知するものとする。

(誓約書)

第 6 条 奨学金の貸与の承認通知を受けた者は、その通知を受けた日から 15 日以内に、保証人と連署した市立大学奨学金誓約書（第 3 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、保証人の印鑑証明書を添えなければならない。

(奨学金の交付)

第 7 条 奨学金は、次の各号に掲げる月分を当該各号に定める月以後、速やかに、交付するものとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 4 月から 9 月までの分 | 4 月 |
| (2) 10 月から 3 月までの分 | 9 月 |

(受領書)

第 8 条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、奨学金の交付を受ける際、市立大学奨学金受領書（第 4 号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、口座振替払の方法により奨学金の交付を受ける場合は、この限りでない。なお、口座振込による場合には、市立大学奨学金口座振

込依頼書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

（奨学金の貸与の辞退）

第9条 奨学金の貸与の決定を受けた者又は奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、市立大学奨学金貸与辞退届出書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

（異動の届出）

第10条 規程第10条の規定による異動の届出は、市立大学奨学金に関する届出書（第7号様式）によらなければならない。

2 規程第10条第2号に規定する事項を届け出ようとするときは、前項の届出書にその事実を証明する書類を添えなければならない。

3 規程第10条第3号に規定する要綱で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）保証人の職業又は勤務先

（2）家族の状況

（奨学金の貸与停止通知等）

第11条 理事長は、規程第12条又は規程第13条の規定により奨学金の貸与を停止し、又は廃止したときは、その旨を、市立大学奨学金貸与停止・廃止通知書（第8号様式）により、当該奨学生に通知するものとする。

（利子相当額）

第12条 利子相当額は、日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）と同利率で算出する。この利率で、貸与総額に対する利子相当額を算出し、貸与総額に上乗せし返還総額とする。

2 利子相当額及び返還総額については、返還開始前までに確定金額を奨学生に通知するものとする。

（借用証書）

第13条 奨学生は、第2条若しくは規程第6条に規定する貸与期間が満了したとき、第9条の規定により市立大学奨学金貸与辞退届出書を理事長に提出したとき、又は規程第13条の規定により奨学金の貸与を廃止されたときは、速やかに、保証人と連署した市立大学奨学金借用証書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。第17条第3項の規定により保証人の変更について理事長の承認を受けたときも同様とする。また、借用証書には、利率が確定したところで利子相当額及びそれを貸与総額に上乗せした返還総額を記載する。

2 前項の借用証書には、保証人の印鑑証書を添えなければならない。

（奨学金の一時返還等）

第14条 奨学金の貸与を受けた者は、修業年限内で貸与を受けたすべての奨学金の額及び利子相当額を合算して得た額を返還総額として、規程第14条第1項に定めるところにより奨学金を返還することができる。

2 前項の規定により奨学金の返還を行おうとする者は、保証人と連署した市立大学奨学金合算返還届出書（第10号様式）により、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 前項の届出書には、保証人の印鑑証明書を添えなければならない。

4 奨学金の貸与を受けた者は、返還未済額を一時に返還することができる。

（奨学金返還猶予の申請書）

第15条 規程第15条第2項の規定による奨学金の返還猶予の申請は、市立大学奨学金返還猶

予申請書（第11号様式）によってするものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 大学に転学し、又は大学院に進学した場合は、当該大学又は大学院の在学証明書
- (2) 災害を受けた場合は、関係官公署のその旨の証明書
- (3) 心身の故障による場合は、その事実及び程度を証明する医師の診断書
- (4) その他奨学金の返還の猶予を必要とする理由を証明する書類

3 理事長は、第1項の申請書を受理した場合において、奨学金の返還を猶予し、又は猶予しないことに決定したときは、遅滞なく、その旨を市立大学奨学金返還猶予承認・不承認通知書（第11号様式の2）により、当該申請書に通知するものとする。

（奨学金の返還債務の免除の申請等）

第16条 規程第16条第2項の規定による奨学金の返還債務の免除の申請は、市立大学奨学金返還債務免除申請書（第12号様式）によってするものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 死亡した場合は、戸籍謄本
- (2) 心身の故障による場合は、その事実及び程度を証明する医師の診断書
- (3) その他奨学金の返還債務の免除を必要とする理由を証明する書類

3 理事長は、第1項の申請書を受理した場合において、奨学金の返還債務を免除し、又は免除しないことに決定したときは、遅滞なく、その旨を市立大学奨学金返還債務免除承認・不承認通知書（第12号様式の2）により、当該申請者に通知するものとする。

（届出等）

第17条 奨学金の貸与を受けた者が死亡したときは、その相続人は、速やかに、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 奨学金の貸与を受けた者は、住所、氏名又は職業を変更したときは、速やかにその旨を理事長に届けなければならない。

3 奨学生又は奨学金の貸与を受けた者は、保証人が死亡したとき、又は保障能力を失ったときは、速やかに、市立大学奨学金保証人変更申請書（第13号様式）を提出し、保証人の変更について理事長の承認を受けなければならない。

4 理事長は、前項の申請書を受理した場合において、保証人の変更を承認し、又は承認しないことに決定したときは、遅滞なく、その旨を市立大学奨学金保証人変更承認・不承認通知書（第13号様式の2）により当該申請者に通知するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸与等について必要な事項は、学長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、施行の日以後に採用する奨学金の貸与から適用し、同日前に採用されている奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行の日以後に採用する奨学金の貸与から適用し、同日前に採用されている奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。